

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者（音声・言語機能障害を有するものを含む。）と健聴者との円滑なコミュニケーションのために要約筆記者（以下「筆記者」という。）を派遣し、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会とする。

(筆記者)

第3条 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理事長（以下、理事長という。）に、筆記者として登録を行った者に、要約筆記業務を依頼することができる。

(派遣の対象)

第4条 この事業における筆記者の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 企業が実施する事業
- (2) 神奈川県又は公的団体等が実施する会議、大会等の事業（神奈川県福祉部障害福祉課の所管に属するものは除く。）
- (3) 前2号のほか、依頼者が派遣費用を負担し、派遣の要請があるもの
- (4) 前3号のほか、理事長が適当と認めるもの

(派遣の申請)

第5条 筆記者の派遣を申請しようとする者は、要約筆記者派遣申請書（第1号様式）を、原則として、15日前までに理事長あてに提出する。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに派遣の諾否を決定し、筆記者に要約筆記依頼書（第2号様式）による依頼を行った後、申請者に要約筆記者決定通知書（第3号様式）を通知する。

(申請者の費用)

第6条 前条の派遣に要する費用は、別に定める。

(筆記者の責務)

第7条 筆記者は、業務を行うに当たっては、実施機関、団体等の性格及び個人の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を守らなければならない。筆記者でなくなつ

た場合も同様とする。

- 2 筆記者は、業務終了後速やかに要約筆記実施報告書（第4号様式）を作成し、理事長に提出しなければならない。

（筆記者に対する報酬）

第8条 理事長は、業務を行った筆記者に対し、別に定めるところにより報酬を支払うものとする。

- 2 筆記者に対する報酬の支払いは、要約筆記派遣費支払調書（第5号様式）に基づいて行う。

（研修）

第9条 理事長は、筆記者に対して資質の向上を図るため、年1回以上の研修を行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、神奈川県要約筆記者として登録を行なった者は、第3条の登録とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、川崎市登録要約筆記者の内、理事長に当該年度の登録申請書（第6号様式）を提出し、受理された者は、第3条の登録とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき、神奈川県要約筆記者として登録を行なった者は、第3条の登録とみなす。